

# 第1回米沢市農政審議会

日時 令和6年6月21日（金）  
午前10時00分から  
場所 米沢市役所 庁議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長・副会長選任
- 5 会長挨拶
- 6 諮問
- 7 協議
  - （1） 審議会及び会議録の公開・非公開について
  - （2） （仮称）第2次米沢市農業振興計画の策定方針について
  - （3） 本市農業の現状と課題について
  - （4） 意見交換
  - （5） その他
- 8 閉会

## 米沢市農政審議会設置条例

平成 15 年 3 月 26 日  
条例第 15 号

(設置)

第 1 条 市長の附属機関として、米沢市農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 本市における農業の振興に係る諸課題の検討及び基本計画等の策定に関すること。
- (2) その他本市における農業の振興に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要に応じ、市長が委嘱する。

- (1) 米沢市農業委員会の会長
- (2) 農業協同組合その他の農林業関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 農林業関係行政機関の職員

3 委員は、当該諮問に係る調査及び審議が終了したときをもって、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者若しくは知識経験を有する者に会議への出席を求め、又はこれらの者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

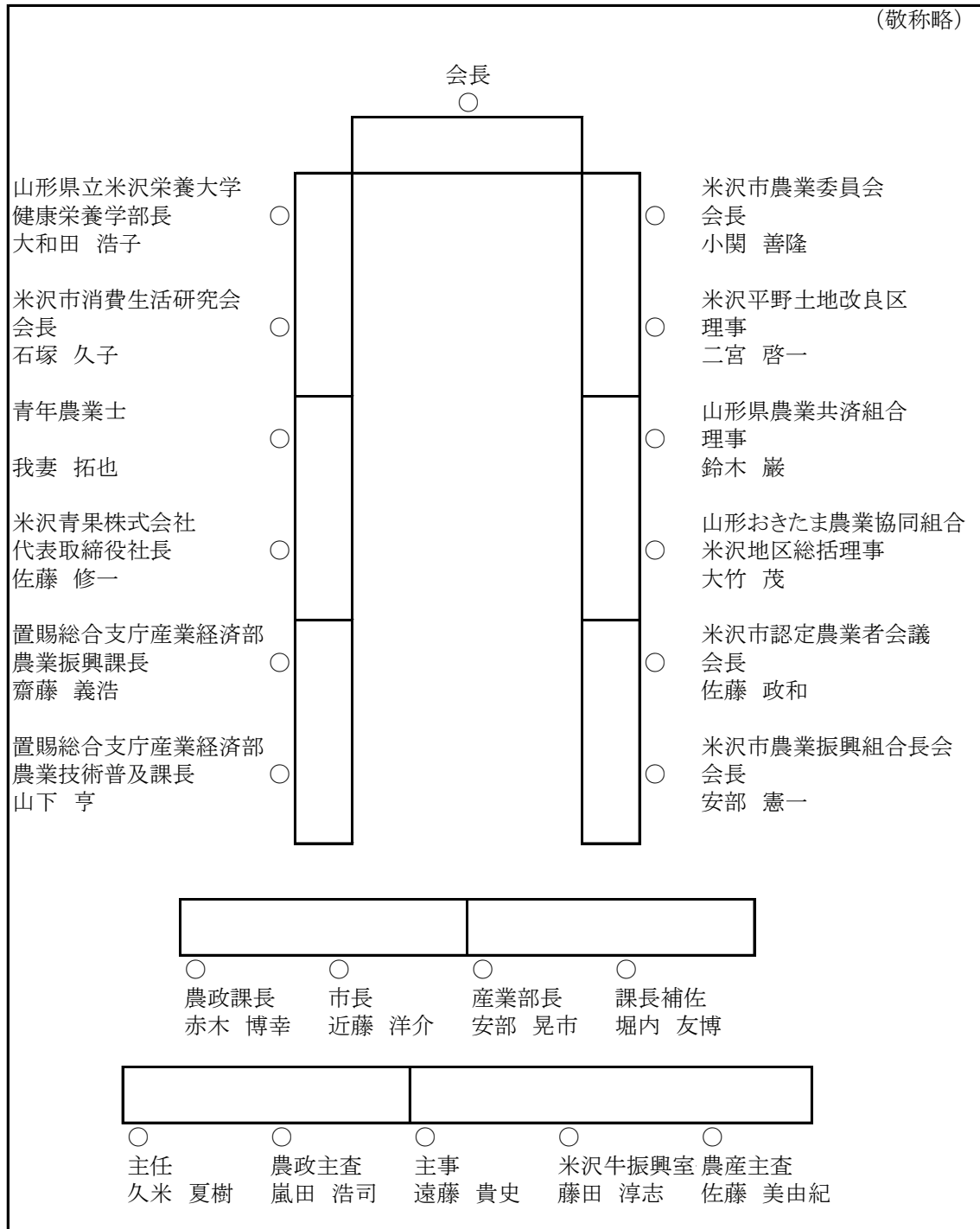
第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

# 米沢市農政審議会 席次表

(敬称略)



# 米沢市農政審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

## [委員]

| 氏 名     | 備 考                   |
|---------|-----------------------|
| 二 宮 啓 一 | 米沢平野土地改良区 理事          |
| 安 部 憲 一 | 米沢市農業振興組合長会 会長        |
| 小 関 善 隆 | 米沢市農業委員会 会長           |
| 加 藤 英 樹 | 米沢商工会議所 会頭            |
| 大 竹 茂   | 山形おきたま農業協同組合 米沢地区総括理事 |
| 大和田 浩 子 | 山形県立米沢栄養大学 健康栄養学部長    |
| 石 塚 久 子 | 米沢市消費生活研究会 会長         |
| 佐 藤 修 一 | 米沢青果株式会社 代表取締役        |
| 齋 藤 義 浩 | 置賜総合支庁産業経済部 農業振興課長    |
| 山 下 亨   | 置賜総合支庁産業経済部 農業技術普及課長  |
| 鈴 木 巖   | 山形県農業共済組合 理事          |
| 佐 藤 政 和 | 米沢市認定農業者会議 会長         |
| 我 妻 拓 也 | 青年農業士                 |

## [事務局]

| 氏 名     | 所 属                |
|---------|--------------------|
| 安 部 晃 市 | 米沢市 産業部長           |
| 赤 木 博 幸 | 米沢市 産業部農政課長        |
| 堀 内 友 博 | 米沢市 産業部農政課 課長補佐    |
| 藤 田 淳 志 | 米沢市 産業部農政課 米沢牛振興室長 |
| 嵐 田 浩 司 | 米沢市 産業部農政課 農政主査    |
| 佐 藤 美由紀 | 米沢市 産業部農政課 農産主査    |
| 久 米 夏 樹 | 米沢市 産業部農政課 主任      |
| 遠 藤 貴 史 | 米沢市 産業部農政課 主事      |

## 審議会及び会議録の公開・非公開について

### 1 会議の公開について

米沢市情報公開条例第24条で会議は公開するとしており、本市における他の審議会、検討委員会等については、特段の事情がない限り公開していることから、これに準じ、原則として公開するものとします。

ただし、審議内容に個人情報等が含まれる場合や、公開することで公正かつ円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合は、審議会において協議のうえ、会議の一部または全部を非公開にすることができるものとし、当該理由を公表します。

### 2 会議録及び配布資料の公開について

会議録は要点筆記とし、会長については会長と表記し、その他の委員については、委員と表記します。

また、審議会の会議録及び配布資料（以下「会議録等」という。）は公文書に該当し、米沢市情報公開条例第7条で開示しなければならないとしていることから、事務局での閲覧、米沢市ホームページへの掲載等の方法により原則公開するものとします。

ただし、会議録等の一部または全部を非公開とする必要がある場合は、審議会において協議のうえその内容を決定し、当該理由を公開します。

参考

○ 非公開とすることについて協議を行う場合の目安

- ・ 特定個人の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合
- ・ 公開しないと条件で任意に提出された資料等がある場合 等

○ 米沢市情報公開条例の抜粋

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

（会議の公開）

第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準じる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開とする。

## (仮称) 第2次米沢市農業振興計画の策定方針について

### 1. 計画策定の目的

令和6年5月29日に「食料・農業・農村基本法」の改正案が成立しました。実に25年ぶりの改正となり、この25年で変化してきた日本の農業の現状、日本と世界の経済状況、進行し続けている地球温暖化の影響、それに伴う環境保護意識の高まり、さらに、日本と世界の食料安全保障などを反映したものとなっています。この計画は、農業・農村が経済社会の構造変化等に的確に対応し、その潜在能力を最大限に発揮しながら、将来に渡ってその役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取組を推進するための指針となるものです。

本市では平成27年10月に本市農業の基本理念とその実現に向けて取り組む方策を示すため、平成27年度から令和6年度までを計画期間とする「米沢市農業振興計画」を策定し、計画の実現に向けて取組を進めて参りました。

農業は本市の基幹産業の一つであり、命の源である食を生産するとともに、国土の保全や豊かな景観を守り育むなどの多面的機能を有しておりますが、農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少、農産物価格の低迷や世界的な社会情勢の変化など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

これらの情勢に対応するため、これまでの取組を振り返り、その成果や課題などの現状を把握するとともに、地域の実情・特色に応じた施策を展開していくことが重要であり、国及び県が示す方向性を考慮しつつ、本市の農業が抱えている課題の解決と地域の特性や強みをのばしていくことが求められます。

近年の農業情勢を踏まえたうえで、今後10年間の本市農業振興の目標や基本方針を明確にし、その実現に向けた取り組む施策を示すために、「(仮称) 第2次米沢市農業振興計画」を策定するものです。

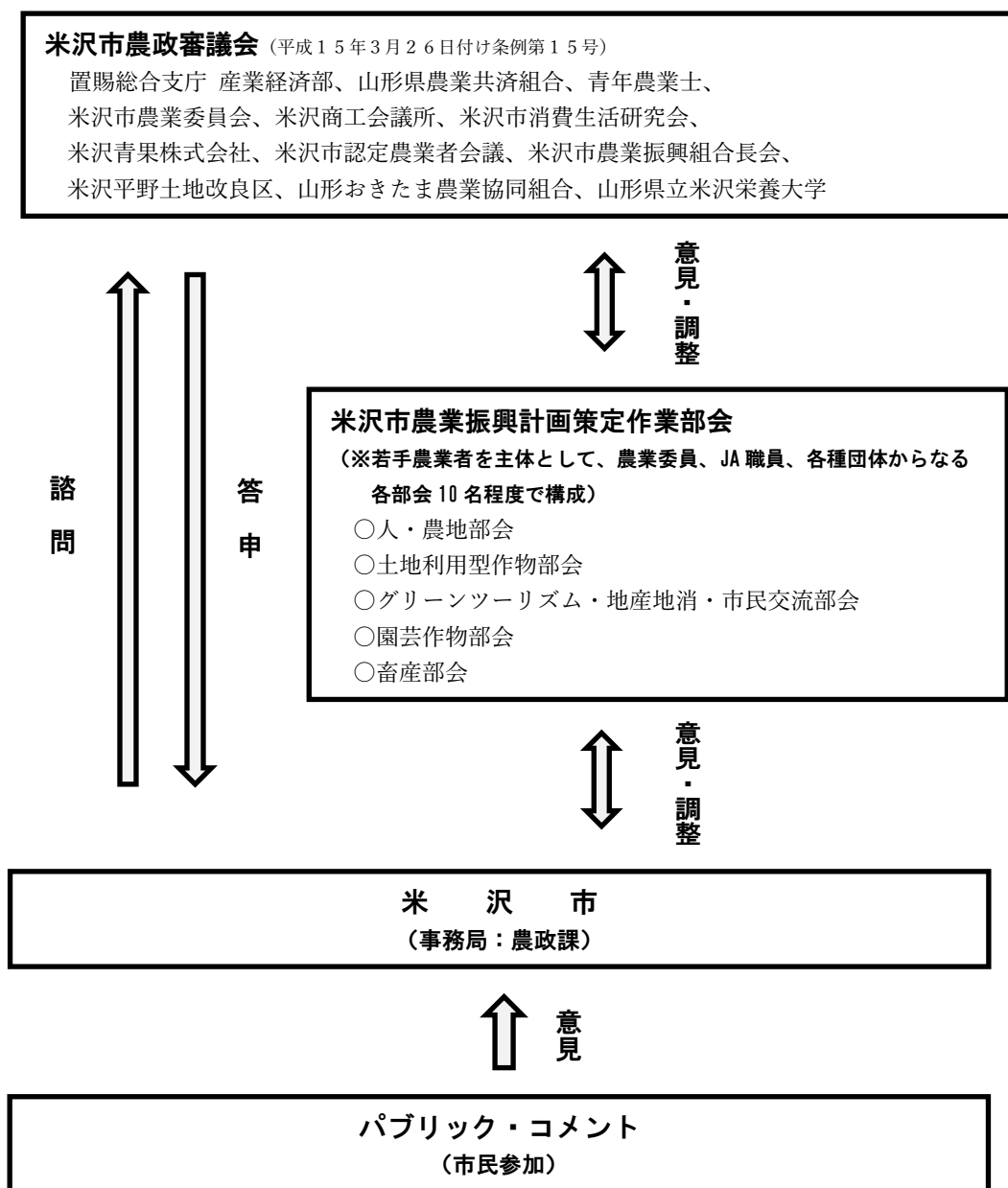
### 2. 計画の期間

第2次計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。なお、目標と達成度、現状などの検証を行い、中間年の5年経過後、農業をめぐる情勢や社会情勢など急激な変化に対応するため必要な見直しを行うものとします。

### 3. 計画の位置づけ

米沢市農業振興計画は、「米沢市まちづくり総合計画」の部門計画として位置づけし、「米沢市農業振興地域整備計画」、「米沢市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」、国・県等の農業関係計画及び各種行政計画と整合性を保ちながら、連携・補完し、効果的な推進を図るものとします。

#### 4. 計画策定の推進体制



#### 5. SDGsの取組

経済・社会・環境の課題を総合的に解決することをめざすSDGs（持続可能な開発目標）の理念・目標が幅広く浸透し、世界各国で取組が始まっています。自然資本や環境に立脚した農林水産業は、SDGsの実現において果たす役割が非常に大きく、他産業に率先してSDGsの実現に貢献することが求められています。

このため、本市の計画実現に向けて、SDGsの理念・目標を踏まえつつ、施策の展開を図っていくこととします。なお、各施策がSDGsの目標の達成に貢献しているかが分かるように、各施策の冒頭に目標のロゴを示します。

## (仮称) 第2次米沢市農業振興計画策定作業部会実施概要

### 1 目的

各専門の分野において農業に対する幅広い意見を出してもらい、それらの意見を（仮称）第2次米沢市農業振興計画に反映させることを目的とします。

### 2 部会の種類

- (1) 人・農地部会
- (2) 土地利用型作物部会
- (3) グリーンツーリズム・地産地消・市民交流部会
- (4) 園芸作物部会
- (5) 畜産部会

### 3 部会のメンバー

部会のメンバーは、農業者、農業委員会、JA職員、その他各種団体からなる概ね8～10名程度とします。

### 4 作業部会の概要

- (1) 作業部会は、平日の夜間に1回1～2時間程度で全3回（7月、8月、9月）の開催を予定しています。
- (2) 各回とも参加者は部会ごとのグループに分かれ、そこで意見交換等を行います。
- (3) 各部会の運営においては、農政課担当職員が進行役等として参加します。
- (4) 各回の開催概要は次のとおりです。

| 回   | 概 要                                                  |
|-----|------------------------------------------------------|
| 第1回 | 1 農業振興計画の策定方針について<br>2 部会ごとの意見交換<br>3 計画（素案）の検討      |
| 第2回 | 1 第1回作業部会で出た意見を基に分野ごとに重点テーマの絞り込み、掘り下げ<br>2 計画（素案）の検討 |
| 第3回 | 1 第2回作業部会までに出了意見を基に作成した農業振興計画（案）を報告<br>2 最終とりまとめ     |



(仮称) 第2次米沢市農業振興計画策定に係るスケジュール (予定)

| <農政審議会>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <農業振興計画策定作業部会>                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>令和6年6月21日 第1回農政審議会</p> <p>令和6年8月28日 第2回農政審議会</p> <p>令和6年9月27日 第3回農政審議会</p> <p>令和6年10月上旬 市長へ答申</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>令和6年7月11日 第1回農業振興計画策定作業部会</p> <p>令和6年8月8日 第2回農業振興計画策定作業部会</p> <p>令和6年9月6日 第3回農業振興計画策定作業部会</p> |
| <議会等への報告、パブリック・コメント・計画策定等>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                  |
| <p>令和6年11月上旬 市長へパブリック・コメントの実施について事前説明</p> <p>令和6年11月11日 定例庁議でパブリック・コメントの実施について説明</p> <p>令和6年11月25日 産業建設常任委員会協議会でパブリック・コメントの実施について説明</p> <p>令和6年11月27日 市政協議会でパブリック・コメントの実施について説明</p> <p>令和6年12月1日 パブリック・コメントの実施(20日以上)</p> <p>令和7年1月上旬 市長へパブリック・コメントの結果について事前報告</p> <p>令和7年1月14日 定例庁議でパブリック・コメントの結果について報告</p> <p>令和7年1月22日 産業建設常任委員会協議会でパブリック・コメントの結果について報告</p> <p>令和7年1月24日 市政協議会でパブリック・コメントの結果について報告</p> <p>令和7年2月上旬 パブリック・コメントの実施結果の公表</p> <p>令和7年3月上旬 計画の策定</p> |                                                                                                  |

※米沢市農政審議会設置条例に基づき、設置するものです。農業振興計画策定作業部会が作成した計画(素案)を基に審議・答申を行います。

※各専門分野の知識を有する者が構成員であり、幅広い意見を基に計画(素案)の作成を行います。

## 本市農業の現状と課題について

### 1. 現状（特に断りがなければ、数値等は農林業センサスより引用しています。）

#### （１）総農家数の推移

平成 22 年 1,806 戸 → 平成 27 年 1,525 戸 → 令和 2 年 1,301 戸  
(505 戸減・約 28%減)

※農家・・・何かしら作物を作付けしている農地が 10 a、1,000 m<sup>2</sup>以上あるか、または 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上の世帯

#### （２）販売農家数及び自給的農家数の推移

##### ①販売農家数

平成 22 年 1,201 戸 → 平成 27 年 975 戸 → 令和 2 年 758 戸  
(443 戸減・約 37%減)

※販売農家・・・作物を作付けしている農地が 30 a 以上または 1 年間の農産物販売金額が 50 万円以上の農家

##### ②自給的農家数

平成 22 年 605 戸 → 平成 27 年 550 戸 → 令和 2 年 543 戸  
(62 戸減・約 11%減)

※自給的農家・・・作付農地が 30 a 未満または販売金額が 50 万円未満の農家

#### （３）農業従事者数の推移

平成 22 年 3,386 人 → 平成 27 年 2,614 人 → 令和 2 年 1,936 人  
(1,450 人減・約 43%減)

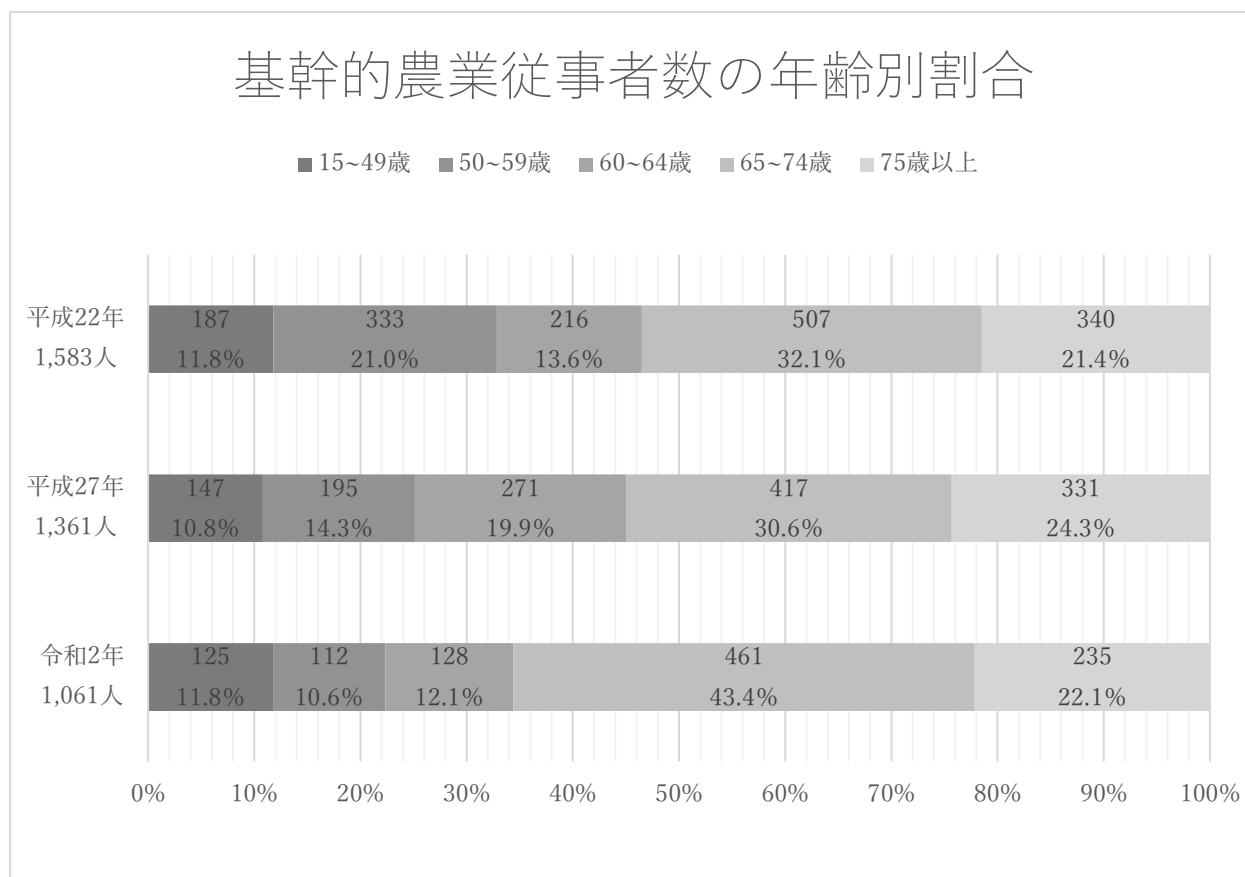
※農業従事者・・・15 歳以上の農家世帯員で年間 1 日以上自営農業に従事した者

#### （４）基幹的農業従事者数の推移

平成 22 年 1,583 人 → 平成 27 年 1,361 人 → 令和 2 年 1,061 人  
(522 人減・約 33%減)

※基幹的農業従事者・・・ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

#### (5) 基幹的農業従事者の年齢別割合



平成22年・・・65歳以上が847人で53.5%、60から64歳の人数216人を合わせると全体の67.1%を占めている。

平成27年・・・全体人数では減少しているが、60から64歳の割合が全体の約20%（271人）と増加している。

令和2年・・・65歳以上が65.6%と増加し、60から64歳の人数を合わせると全体の約8割を占めている。

#### (6) 近年の新規就農者数（新規就農者動向調査より）

令和元年度 15名（内雇用就農10名）（内県外2名）

令和2年度 11名（内雇用就農9名）（内県外4名）

令和3年度 17名（内雇用就農13名）（内県外3名）

令和4年度 19名（内雇用就農15名）（内県外5名）

令和5年度 15名（内雇用就農9名）（内県外2名）

合計77名（内雇用就農56名）（内県外16名）年平均約15名

#### (7) 近年の法人経営体数（農業法人の実態把握調査より）

令和元年度 34経営体

令和2年度 37経営体

令和3年度 37経営体

令和4年度 36経営体

令和5年度 37経営体

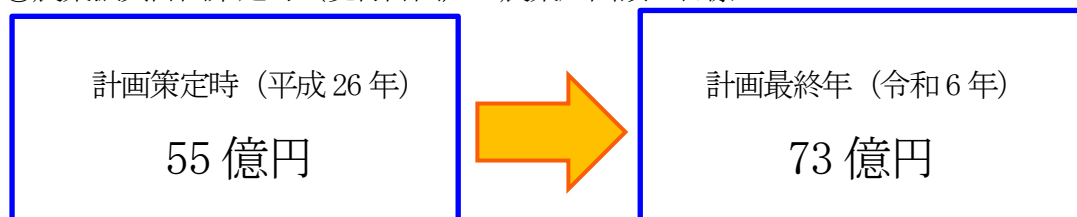
(8) 近年の畜産農家戸数及び資料頭数の推移(飼養頭数調査より)

| 畜種       | 戸数・使用頭数  | 平成26年 | 平成31年 | 令和5年  |
|----------|----------|-------|-------|-------|
| 黒毛和種（繁殖） | 戸数       | 21    | 16    | 14    |
|          | 飼養頭数     | 422   | 442   | 419   |
| 黒毛和種（肥育） | 戸数       | 14    | 16    | 14    |
|          | 飼養頭数     | 1,601 | 1,835 | 1,728 |
| 乳牛       | 戸数       | 9     | 6     | 5     |
|          | 飼養頭数     | 1,141 | 1,834 | 2,559 |
| 豚        | 戸数       | 3     | 3     | 3     |
|          | 飼養頭数(肉豚) | 1,637 | 2,350 | 5,020 |

※平成31年の黒毛和種肥育農家数が増えているのは、黒毛和種繁殖農家において肥育部門の経営を開始したことによる。また、高齢などの理由により廃業した農家がいるため、令和5年では黒毛和種肥育農家数が減少している。

(9) 農業産出額の目標及び推移（関係機関へのヒアリングにより算出）

①農業振興計画策定時（現行計画）の農業産出額の目標



②近年の農業産出額の推移

| 類型                 | H29     | R1      | R3      | R5      |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|
| 土地利用型作物<br>(米など)   | 30.0 億円 | 29.3 億円 | 22.9 億円 | 25.7 億円 |
| 園芸作物<br>(野菜・果樹・花き) | 6.6 億円  | 6.0 億円  | 5.5 億円  | 5.6 億円  |
| 畜産<br>(肉用牛・乳用牛・養豚) | 23.7 億円 | 34.1 億円 | 37.3 億円 | 39.5 億円 |
| 合計                 | 60.3 億円 | 69.4 億円 | 65.7 億円 | 70.8 億円 |

※園芸作物については、市場出荷分のみとなります。

#### (10) 地産地消の取組み

地産地消の取組みとして、学校給食における地産地消推進事業を実施している。

対象としている17品目（下記参照）について、米沢青果株式会社に委託し学校給食で効率的に地場産農産物を購入できる仕組みを作り推進している。

対象品目

おかひじき、きゅうり、トマト、ミニトマト、ピーマン、なす、白菜、キャベツ、なめこ  
寒中キャベツ、寒中ねぎ、ねぎ、りんご、ラ・フランス、さくらんぼ、雪菜、豆もやし

#### (11) 農業経営に関する意向調査の結果について

別紙のとおり

## 2. 主な課題

- 総農家数（販売農家数及び自給的農家数）、農業従事者数ともに減少しており、特に販売農家数の減少が顕著である。また、基幹的農業従事者数の年齢別割合では60歳以上が約8割となっており、担い手不足と高齢化が進行している。
- 毎年一定程度の新規就農者はいるが、法人経営体数はほぼ横ばいであり、担い手が不足している。
- 本市の園芸作物の栽培形態は少量多品目となっており、地産地消を拡大していくためには学校給食等の安定した販路を確立し、作付拡大できる品目を選定していく必要がある。
- アンケートの結果によると、「後継者がいない」「現時点では未定」と回答した経営体数の割合が約8割となっている。また、将来的に経営を縮小したいと考えている経営体は多いが、自作地を貸したい、売りたいが相手方の見込がないとの回答も多く、担い手（後継者）不足が顕著である。
- 作業受託について、「受託する」と回答した担い手の数・面積はともに減少しており、受け手側も余力はない状況である。